

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、居住制限区域（富岡町）の店舗に勤務していたが、原発事故によって別店舗に異動して減収が生じた申立人母・子の就労不能損害について、減収の直接の要因は勤務時間が減少し残業がなくなったことにあること、申立人子は身体障害を有していること、申立人母はその介護の必要があることにより、いずれも転職が容易でないこと等の事情を考慮して、申立人母につき平成28年2月までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成26年3月分から平成27年2月分につき5割、平成27年3月から平成28年2月分につき2割5分とする。）、申立人子につき平成28年7月分までの減収分に係る損害（原発事故の影響割合を平成26年3月分から平成27年2月分につき10割、平成27年3月分から平成28年2月分につき5割、平成28年3月分から同年7月分につき2割5分とする。）等が賠償された事例。

1265

(全部) 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及びX3(以下、申立人全員を総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

申立人名	損害項目	細目	金額	期間
X1	交通費増加費用(世帯分)		39,916	平成23年3月18日～平成24年5月10日
	就労不能損害		101,749	平成26年3月1日～平成28年2月29日
	精神的損害	増額分	2,190,000	平成23年3月11日～平成29年3月31日
X2	財物損害	別紙物件目録記載の土地	2,397,261	
X3	就労不能損害		408,687	平成26年3月1日～平成28年7月31日
	精神的損害	増額分	2,190,000	平成23年3月11日～平成29年3月31日
上記合計			7,327,613	

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、732万7613円の支払い義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年4月19日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 白井孝一）